

# 赤字解消・激変緩和措置計画(吹田市)

都道府県名	保険者番号	保険者名
大阪府	6	吹田市

## I. 赤字の発生状況

### I-(1) 法定外繰入金の状況

様式5 平成28年度 国民健康保険事業における一般会計繰入金の繰入理由別状況表から転写してください。  
 ※納掛は、大阪府の整理による解消すべき法定外繰入

決算補填等目的						保険者の政策によるもの				小計
保険料の収納不足のため	累積赤字補填のため	医療費の増加	後期高齢者支援金等	公債費等、借入金利息	高額療養費貸付金	保険料(税)の負担緩和を図るため	地方単独の保険料(税)の軽減額	任意給付に充てるため		
① (円)	② (円)	③ (円)	④ (円)	⑤ (円)	⑥ (円)	⑦ (円)	⑧ (円)	⑨ (円)	①~⑨ (円)	
0	316,000,000	0	0	106,351	0	0		0	316,106,351	

※その他は、理由別に区分けて貼付してください。

決算補填等以外の目的											小計	合計
保険料(税)の減免額に充てるため	地方単独事業の医療給付費波及増等	保健事業費に充てるため	直営診療施設に充てるため	納税報奨金(納付組織交付金等)	基金積立	返済金	その他 一部負担金の減免額の補填	その他 多子世帯支援奨励金	その他 (解消すべきもの)	その他		
⑩ (円)	⑪ (円)	⑫ (円)	⑬ (円)	⑭ (円)	⑮ (円)	⑯ (円)	⑰ (円)	⑱ (円)	⑲ (円)	⑳ (円)	⑩~⑳ (円)	㉑=①~⑳ (円)
239,551,579	54,308,139	0	0	0	0	0	2,555,941	0	0	0	296,415,659	612,522,010

	(千円)
(A) 解消すべき法定外繰入金(国定義) ①~⑨	316,106
(B) 解消すべき法定外繰入金(大阪府定義) ①,③~⑨,⑩,⑭,⑮,⑰~⑲	242,214

【確認事項】赤字がある場合で、平成30年度予算ベースまでに赤字を解消する見込みの有無。

- 確実に赤字を解消する見込み(赤字解消計画の策定をしない)。  
 赤字を解消する見込みが不明または困難(計画を策定する)。

### I-(2) 繰上充用金の新規増加額(C)

繰上充用金	平成27年度		平成28年度		(C) 新規増加額
		2,733,245	2,362,100		0

H28事業年報の数値に合わせてください。

### I-(3) 赤字額

	(千円)
国定義 (D)=(A)+(C)	316,106
大阪府定義 (E)=(B)+(C)	242,214

### I-(4) 赤字の原因

平成23年度まで保険料の予定収率95%で計算しており、実収率との乖離が大きかったため、経常的に保険料収納不足が生じ、赤字が平成22年度末時点で最大4,427,211千円となった。それに伴い市の内部で支払準備金に不足が生じた際に行う繰替運用の利子が発生することとなった。保険料減免の原資を保険料で賄うことは保険料の引上げにつながるため一般会計から繰入を行ってきた。

## II. 赤字の解消計画

### II-(1) 赤字解消のための基本方針

累積赤字の解消については、一般会計繰入、滞納繰越分保険料の一部及び特別交付金の一部を充当し、令和2年度までに解消する。  
 解消すべき法定外繰入金(府定義)のうち、保険料減免に要する費用及び一部負担金減免に要する費用は段階的に縮小する。

### II-(2) 赤字解消のための具体的取組

令和元年度まで行っていた累積赤字解消のための一般会計繰入及び市内部での支払準備金不足による繰替運用の利子支払のための繰入は、令和2年度以降行っていない。国定義の決算補填の繰入は引き続き行わないものとする。  
 府定義の保険料減免に要する費用に対する繰入については、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度、令和3年度と増加し、削減計画を下回ったが、令和4年度は計画を上回った。府共通基準に合致しない減免申請に対し、個々の事情により保険料支払が困難であると市が認める場合に減免をしているが、その認定を段階的に厳しくしているところであり、令和6年度以降廃止とする。  
 府定義の一部負担金減免に要する費用に対する繰入については、段階的に縮小しているところであり、令和6年度以降は廃止とする。

### II-(3) 赤字解消の年次計画 (総括表 国定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
法定外繰入の解消予定額(率)	-	104	1	316,001	0	0	0	316,106
	-	0.03%	0.00%	99.97%				100.00%
残額	316,106	316,002	316,001	0	0	0	0	0
繰上充用金の新規増加額	-							0
解消予定額(率)	-							
残額	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	104	1	316,001	0	0	0	316,106
	-	0.03%	0.00%	99.97%				100.00%
残額	316,106	316,002	316,001	0	0	0	0	0

### (総括表 大阪府定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
法定外繰入の解消予定額(率)	-	203,157	12,594	▲ 8,097	▲ 4,940	36,535	2,758	242,214
	-	83.88%	5.20%	▲3.34%	▲2.04%	15.08%	1.14%	100.00%
残額	242,214	39,057	26,463	34,560	39,500	2,965	207	0
繰上充用金の新規増加額	-	0	0	0	0	0	0	0
解消予定額(率)	-							
残額	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	203,157	12,594	▲ 8,097	▲ 4,940	36,535	2,758	242,214
	-	83.88%	5.20%	▲3.34%	▲2.04%	15.08%	1.14%	100.00%
残額	242,214	39,057	26,463	34,560	39,500	2,965	207	0

### Ⅲ. 激変緩和措置計画

#### Ⅲ-(1)府統一基準に向けた基本方針

当市の場合、応能割:応益割では応能割の比重が重く、また応益割についても広域化前は均等割:平等割が15:35であった。一度に賦課割合を変更すると多人数、低所得になるほど保険料の負担が大きくなるため、6年間をかけて段階的に変更する。賦課限度額は、限度額世帯に負担を強いることになるものの中間所得層及び低所得層の負担緩和につながるため、国政令どおり条例を改正していたが、令和6年度以降は大阪府国民健康保険運営方針に基づき実施する。

#### Ⅲ-(2)激変緩和の年次計画

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1 保険料・税区分		料	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
2 保険料率 (医療)	所得割(割合)	9.01%(50)	8.58%(50)	8.60%(50)	8.94%(50)	8.98%(50)	8.76%(50)	9%(50)	統一	一度に賦課割合を変更すると多人数、低所得になるほど保険料の負担が大きくなるため、段階的に変更する。 令和5年度に賦課割合を統一する予定であったが、物価高騰など一般の社会的情勢を鑑み、多人数世帯の保険料を抑制するため、賦課割合を据え置きとし、令和6年度に統一とする。 賦課限度額は、限度額世帯に負担を強いることになるが、中間所得層及び低所得層に対する負担軽減のため、激変緩和期間中は国政令どおりとする。
	均等割(割合)	13,944円(15)	15,993円(17.5)	18,518円(20)	21,366円(22.5)	23,721円(25)	27,396円(27.5)	26,727円(27.5)	統一	
	平等割(割合)	54,007円(35)	48,662円(32.5)	44,794円(30)	41,571円(27.5)	37,414円(25)	34,908円(22.5)	33,296円(22.5)	統一	
	賦課限度額	54万円	58万円	61万円	63万円	63万円	65万円	65万円	統一	
2 保険料率 (後期)	所得割(割合)	2.82%(50)	2.89%(50)	2.88%(50)	2.95%(50)	2.93%(50)	2.66%(50)	2.93%(50)	統一	一度に賦課割合を変更すると多人数、低所得になるほど保険料の負担が大きくなるため、段階的に変更する。 令和5年度に賦課割合を統一する予定であったが、物価高騰など一般の社会的情勢を鑑み、多人数世帯の保険料を抑制するため、賦課割合を据え置きとし、令和6年度に統一とする。 賦課限度額は、限度額世帯に負担を強いることになるが、中間所得層及び低所得層に対する負担軽減のため、激変緩和期間中は国政令どおりとする。
	均等割(割合)	4,473円(15)	5,349円(17.5)	6,098円(20)	6,906円(22.5)	7,614円(25)	8,347円(27.5)	8,754円(27.5)	統一	
	平等割(割合)	17,323円(35)	16,275円(32.5)	14,750円(30)	13,436円(27.5)	12,008円(25)	10,635円(22.5)	10,905円(22.5)	統一	
	賦課限度額	19万円	19万円	19万円	19万円	19万円	20万円	22万円	統一	

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
2 保険料率 (介護)	所得割(割合)	2.62%(50)	2.58%(50)	3.02%(50)	3.31%(50)	2.96%(50)	2.74%(50)	2.73%(50)	統一	一度に賦課割合を変更すると多人数、低所得になるほど保険料の負担が大きくなるため、段階的に変更し、令和6年度に統一する。令和5年度に賦課割合を統一する予定であったが、物価高騰など社会的情勢を鑑み、多人数世帯の保険料を抑制するため、賦課割合を据え置きとした。
	均等割(割合)	4,972円(15)	6,826円(21)	9,941円(27)	12,770円(33)	14,021円(39)	16,461円(45)	15,347円(45)	統一	
	平等割(割合)	13,837円(35)	11,165円(29)	9,954円(23)	7,701円(17)	4,612円(11)	2,125円(5)	1,973円(5)	統一	
	賦課限度額	16万円	16万円	16万円	17万円	17万円	17万円	17万円	統一	
3 保険料の減免基準		据え置き	一部改訂	段階的に縮小	段階的に縮小	段階的に縮小	段階的に縮小	段階的に縮小	統一	府共通基準外の減免は、平成30年度に一部見直し、以降段階的に縮小しており、令和6年度に統一する。
4 仮算定の有無		無	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
5 本算定の時期		6月	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
6 納期数		10回	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
7 一部負担金の減免基準		据え置き	据え置き	据え置き	据え置き	据え置き	段階的に縮小	一部改訂	統一	府共通基準外の減免は、運用により段階的に縮小する。令和6年度の統一に向けて令和5年度中に減免基準について定めている要領を改訂する。

上記のとおり提出します。

令和 6年 1月 22日

大阪府知事 吉村 洋文 様

保険者名 吹田市

代表者名 吹田市長 後藤 圭二

印

